

別記

旅券発給業務委託に係る旅券事務所住民基本台帳ネットワークシステム利用要領

(目的)

第1条 この要領は、旅券発給業務の受託業者並びに受託業者の職員が旅券事務所において受託業務を遂行するに当たり、セキュリティの確保に関する必要な事項を定めることにより、個人情報の保護を図りながら、適切に住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を利用することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 本人確認情報 住民基本台帳法第30条の6において定義されるものをいう。
- 二 住基ネット 住民基本台帳法に基づき構築された本人確認情報の提供等を行うための全国規模のネットワークシステムをいう。
- 三 住基端末 住基ネットの一部を構成するコンピュータで、住基ネットから本人確認情報を照会するために旅券事務所に設置されるものをいう。
- 四 セキュリティ責任者 旅券事務所長をいう。
- 五 操作者 受託業者の職員で住基端末を操作するものをいう。
- 六 利用事務 住民基本台帳法別表第五の六に定める事務をいう。
- 七 システム管理者 総務部自治振興課長をいう。
- 八 責任者 旅券事務所において受託業務の責任を担う者をいう。
- 九 受託業者 旅券の申請受付、作成、交付等業務の受託業者をいう。
- 十 照合情報認証 住民基本台帳ネットワークシステムへのアクセス時において住基端末の操作を行う者が住民基本台帳ネットワークシステムにアクセスする正当な権限を有することを確認するため、認証時に読み取られる生体情報（個人の識別のために用いられる電子計算機の用に供するために、手の静脈、掌形、虹彩等の生体の一部を画像化した情報をいう。）と照合情報（生体情報に不可逆的演算処理（生体情報を数値化し、復元することができない状態にする演算処理をいう。）を施して得られる情報。）とを照合し、認証することをいう。
- 十一 照合ID 操作者を識別するためのID。操作者1人につき1つ付与され、認証時に操作者によって入力される。

(受託業者の責務)

第3条 受託業者は、住民基本台帳法をはじめ関係法令を遵守しなければならない。

- 2 受託業者は、職員を適法に管理し、委託者の要請があれば出退勤管理、給与台帳等その他の書類を閲覧できるよう整備しなければならない。
- 3 受託業者は、操作者に対し端末操作及び個人情報保護に関する教育並びに研修を実施することとし、その計画及び結果をセキュリティ責任者に報告しなければならない。
- 4 受託業者は、操作者から秘密保持に関する誓約書（様式1）を徴し、セキュリティ責任者あて提出しなければならない。
- 5 受託業者は、住基ネットの利用（関係文書、物品の管理に関する事項を含む。）に関し事故が発生したときは、直ちにセキュリティ責任者に報告しなければならない。

(責任者の責務)

第4条 責任者は、毎日、操作者の出勤状況を把握し、業務開始時に業務を行う操作者に照合情報認証を行わせるものとする。

- 2 責任者は、前項による操作者の利用状況を管理するため、業務端末利用記録簿（様式2）に必要事項を記入するものとする。

- 3 責任者は、本人確認情報が記録された書類、住基端末の操作手順書等、住基ネットに関する一切の文書及び物品について、旅券事務所外への持ち出し、複写、写真撮影等を行ってはならない。
- 4 責任者は、住基ネットの適切な運用に資するため、必要に応じて操作者を指導しなければならない。

(操作者の責務)

- 第5条 操作者は、旅券発給業務に限定して住基端末の操作をしなければならず、当該業務以外の目的で操作してはならない。また、住基端末の操作上知り得た内容を、他に漏らしてはならない。
- 2 操作者は、本人確認情報が記録された書類、住基端末の操作手順書等、住基ネットに関する一切の文書及び物品について、旅券事務所外への持ち出し、複写、写真撮影等を行ってはならない。
 - 3 操作者は、付与された操作権限を他者に利用させ、また、目的外の利用等を行ってはならない。また、照合IDについて、他者への漏えいを防止する手段を講じるとともに他者が知り得る状態においてはならない。
 - 4 操作者は、照合IDの紛失等により、住基端末を使用することができなくなったときは、責任者を通じ、直ちに、セキュリティ責任者に報告しなければならない。
 - 5 操作者は、住基端末から離れるときは、必ず住基端末のログオフ処理を行うこととする。
 - 6 操作者は、住基端末の画面を申請人等に見られないようにしなければならない。
 - 7 操作者は、第9項に定める場合を除き、住基ネットにより照会した本人確認情報を原則として印刷しないものとする。
 - 8 操作者は、この要領、住民基本台帳法及びその他の関係法令を遵守しなければならない。
 - 9 操作者は、本人確認情報の照会において誤入力による照会を行ったときは、当該本人確認情報を印刷し、責任者の確認を得るものとする。
- 10 操作者は、本条各項を理解し、これを守ることを誓約しなければならない。また、本業務で知り得た事項を職を退いた後も他に漏らしてはならない。

(その他)

- 第6条 この要領に定めのない事項については、セキュリティ責任者が受託業者と協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月30日から施行する。

(様式1)

令和 年 月 日

誓約書

旅券事務所長 様

受託業者名
氏名

印

私は、旅券発給業務委託に係る住民基本台帳ネットワークシステム（以下、「住基ネット」という。）の検索業務に携わるに当たり、旅券発給業務委託に係る旅券事務所住民基本台帳ネットワークシステム利用要領第5条に定める各項を理解し、守ることを誓約します。

旅券発給業務委託に係る旅券事務所住民基本台帳ネットワークシステム利用要領（抜粋）

（操作者の責務）

- 第5条 操作者は、旅券発給業務に限定して住基端末の操作をしなければならず、当該業務以外の目的で操作してはならない。また、住基端末の操作上知り得た内容を、他に漏らしてはならない。
- 操作者は、本人確認情報が記録された書類、住基端末の操作手順書等、住基ネットに関する一切の文書及び物品について、旅券事務所外への持ち出し、複写、写真撮影等を行ってはならない。
 - 操作者は、付与された操作権限を他者に利用させ、また、目的外の利用等を行ってはならない。また、照合IDについて、他者への漏えいを防止する手段を講じるとともに他者が知り得る状態においてはならない。
 - 操作者は、照合IDの紛失等により、住基端末を使用することができなくなったときは、責任者を通じ、直ちに、セキュリティ責任者に報告しなければならない。
 - 操作者は、住基端末から離れるときは、必ず住基端末のログオフ処理を行うこととする。
 - 操作者は、住基端末の画面を申請人等に見られないようにしなければならない。
 - 操作者は、第9項に定める場合を除き、住基ネットにより照会した本人確認情報を原則として印刷しないものとする。
 - 操作者は、この要領、住民基本台帳法及びその他の関係法令を遵守しなければならない。
 - 操作者は、本人確認情報の照会において誤入力による照会を行ったときは、当該本人確認情報を印刷し、責任者の確認を得るものとする。
- 10 操作者は、本条各項を理解し、これを守ることを誓約しなければならない。また、本業務で知り得た事項を職を退いた後も他に漏らしてはならない。

